

有機JAS制度による認証を受けた有機農産物等に 「organic」等と表示して米国へ輸出することが可能となる ことについて

これまでは、米国に有機農産物等を輸出する場合には、米国の有機制度による認証を受ける必要がありました。

本日、米国は、我が国の有機 JAS 制度を米国の有機制度と同等と認め、輸出時の手続きについて、双方で合意したことにより、平成 26 年 1 月 1 日より、有機 JAS 制度による認証を受けた有機農産物等に「organic」等と表示して、米国へ輸出できるようになります。

1. 概要

これまでは、米国に有機農産物等を輸出する場合には、米国の有機制度（National Organic Program(NOP)）による認証を受ける必要がありました。

日米で有機制度に関する協議を続けてきた結果、本日、米国は、我が国の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和 25 年法律第 175 号)に基づく有機 JAS 制度を米国の NOP と同等と認め、輸出時の手続きについて、双方で合意しました。

このことにより、平成 26 年 1 月 1 日より、我が国の有機 JAS 制度による認証を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品に「organic」等と表示して、米国へ輸出できるようになります。

2. 米国との合意内容

日本から米国への輸出が可能となる有機農産物等に関し、米国と合意した内容は、以下のとおりです。

1. 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産・加工・包装された有機農産物及び有機農産物加工食品（原材料の原産国は問わない）

2. 生産基準

有機農産物の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号)

有機加工食品の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号)

3. 発効期日

平成 26 年 1 月 1 日

<添付資料>

- ・ 有機食品の同等性について

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課

担当者：国際業務班 向江、上野山 有機食品制度班 大貝

代表：03-3502-8111（内線 4481）

ダイヤルイン：03-6744-7139

FAX：03-6744-0569

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>